

見守りサポーターのてびき

～あなたのさりげない見守り・声掛けが、地域を支えます～

サポーターの皆さんが、日常の活動や業務で「さりげない見守り」や「声掛け」をしていく中で、「何か気になるな」と気づいた時には、相談機関に連絡してください。



(R5.8作成)

概要	
見守る対象	○子どもから高齢者まであらゆる世代
見守りサポーターの活動内容	○業務時間にとらわれず、身近な地域で、安心・安全につながる見守りや声掛けを行う。 ○心配な人に気づいた場合は各種相談機関と連携する。 ○研修会に参加し、研鑽を積む。 ○見守りサポーターの活動はボランティア活動です
依頼期間	登録期間は3年間。（任期满了後自動更新） 令和8年3月31日まで
登録方法	地域福祉に熱意のある人で、企業や団体などの代表による推薦を受けた人を見守りサポーターとして登録します。 手続きとしては、企業や団体の代表者から「見守りサポーター推薦書」を市に提出し、登録されます。
その他	○勤務地及び氏名に変更があった場合や、依頼期間中に辞退される場合は、市へ連絡してください。

見守りサポーターに関するお問い合わせ先

東広島市健康福祉部**地域共生推進課地域共生推進係**

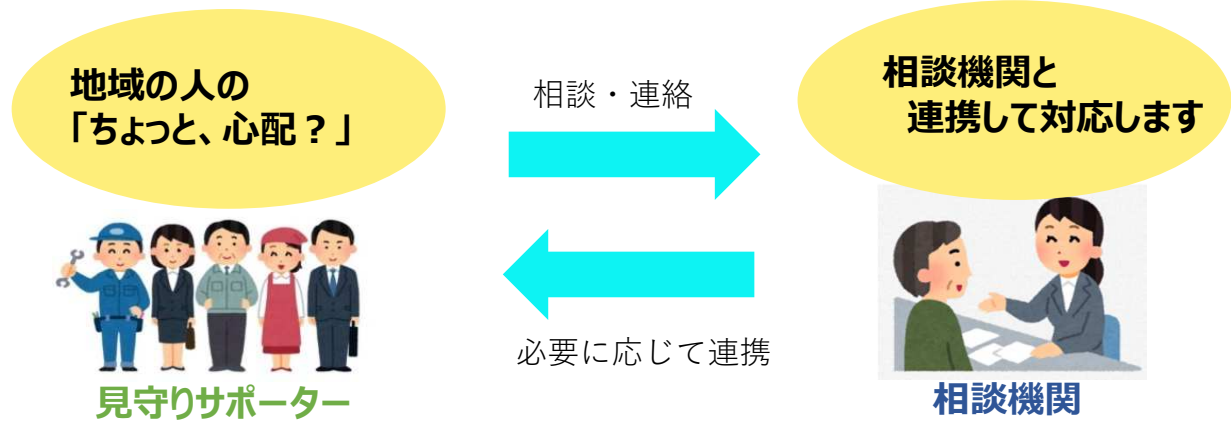
〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号

電話**082-493-5621**／FAX 082-423-8065

「見守り」「気づき」「つなげる」気に掛け合いの地域を目指して

核家族化、単身世帯の増加、地域行事の減少で、身近な地域でのつながりが少なくなる中、高齢に伴う困りごとや、子育てに関する不安、病気などで「ちょっと困った」ということが起こると、周りからの支援を受けにくい状況になっています。

身近な地域で、見守りや声かけがひろがり、困った時に支援をえられるよう、地域の皆さんに、「見守りサポーター」となって、見守りに参加していただくのが**東広島市見守りサポーター制度**です。



「気になるサイン」に気づいたときは、つなげてください

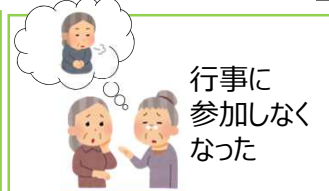
勤務中や日常生活の中で、関わる人や、支援の必要な人をさりげなく見守ってください。

「支援が必要かもしれない」と気づいた場合は、各種相談機関に相談してください。

見守りのポイントや気になるサインは、「見守り手帳」を参考にしてください。

つなげる相談機関は、最終ページの相談機関一覧をご覧ください。

なお、相談機関では、通報いただいた方の事をお話することはありません。



明らかな異常・異変が疑われる場合は、消防署や警察へ通報を

- ◎意識がおかしい。もうろうとしている。
- ◎けいれんしている
- ◎大量の出血をしている。
- ◎様子が違う。
- ◎室内にいるのが明らかなのに、応答がない
その他



119番



110番

見守りの方法や、心掛けていること～見守りサポーターの声※から～



- ・回覧板を回す時に、必ず声を掛けるようにしている。
- ・明かり、洗濯物、ドアの開閉、ポストなどに異変がないか見ている。
- ・災害警報が出たら、必ず声をかける。
- ・地域の気になったことは上司へ報告するようにしている。
- ・通学の見守りをして、こどもに顔を覚えてもらうようにしている。
- ・サロン、通いの場など集まる場に行き、情報を得ている。
- ・地域を知るため歩くようにしている。
- ・挨拶を通じて仲良くなるようにしている。返事が返ってこなくても優しい声で続ける。
- ・言うことより、聞くことを大切にしている。



※見守りサポーターは、企業の他に民生委員児童委員からの推薦で登録されている人がいます。

見守りでこんなことがありました

ポストに新聞が数日分残っていて、家の明かりもつかない



近くの家のポストの異変が気になり、民生委員に相談。民生委員が市や新聞販売所に確認し、家族と連絡がついた。現在入院中で、安全であることが確認できた。

酷暑の中、帰宅中と思われる低学年のこどもがランドセル姿でうろろしている

登下校の見守りを終えて帰る途中、外にいるこどもが気になって声を掛けると、家の鍵がなく困っていた。学校に連絡をして、先生が対応し、熱中症になることを防げた。

独居高齢者が、訪問業者の契約に不信感

90代女性が訪問業者との契約を不安に思い近所の地域センターの職員に相談。職員から市へ、市から民生委員に連絡。ご本人に確認すると、時間が経過しているため詳細が不明。最初に聞き取りした地域センターと連携して、業者が判明し契約について確認することができた。



近所の高齢者が、度々転ぶように

近所の高齢者が外でよく転ぶようになり、物忘れもみられるように。生活の様子を見守り、散歩姿を見かけたら気にかけるようにし、転んでいたら、助け起こすこともしていた。この様子を民生委員に相談し、民生委員から地域包括支援センターへ連携し、支援につなげた。



見守りサポーターの皆様へのお願い

ひとりで悩まないでください

市の相談支援機関にご相談ください。

おかしいと思って、相談したことが勘違いだったことで責められることはありません。調査の結果、何も問題がないことが確認できるのは良い事です。

情報の取り扱いについて、気を付けてください

見守りで知った情報は、相談窓口への連絡以外にはもらさないようお願いします。

東広島市役所の連絡先・相談先

部門	機関名	主な相談ごと	電話番号	FAX番号
妊娠出産 子育て	こども家庭課	妊娠・出産・子どもに関すること 子育て支援、児童虐待	082- 420-0407	082- 424-1678
配偶者暴力		配偶者等からの暴力に関すること		
障害者 障害児	東広島子育て・障害総合支援センターはあとふる	障害者・障害児に関すること 障害者虐待	082- 493-6073	082- 424-3841
	障害福祉課	障害者手帳、障害者の医療など各種福祉サービスのこと	082- 420-0180	082- 420-0181
高齢者	基幹型地域包括支援センター	高齢者に関すること 高齢者虐待、成年後見に関すること	082- 430-5330	082- 423-2330
	地域包括ケア推進課	高齢者タクシー券、日常生活支援、通いの場	082- 420-0984	082- 426-3117
消費生活	消費生活センター	消費者被害や悪徳商法、多重債務等	082- 421-7189	082- 426-3124
健康	医療保健課	健康診査、健康相談	082- 420-0936	082- 422-2416
生活困窮	生活支援センター	仕事が見つからない、家賃支払いに困るなど生活の困りごと	082- 420-0410	082- 420-0964
その他	地域共生推進課内 HOTけんステーション	相談先がわからない福祉に関すること、民生委員や見守りサポーター制度に関すること	082- 493-5621	082- 423-8065

東広島市内 地域の高齢者総合相談窓口

機関名	場所 (対象地域)	電話番号	FAX番号
西条北地域包括支援センター	〒739-0007 東広島市西条土与丸6丁目1-91 井野口病院3階 (朝日町・大坪町・岡町・上市町・御条町・栄町・昭和町・西本町・本町・西条・西条東・下見・寺家・寺家駅前・西条東北町・末広町・助実・土与丸・吉行・吉行東)	082- 431-6745	082- 431-6746
西条南地域包括支援センター	〒739-0025 東広島市西条中央6丁目31-38 セラフィックビル1階(中央図書館バス停前) (御園宇・鏡山・西条中央・馬木・大沢・上三永・下三永・三永・郷曾・田口・福本・森近・西大沢)	082- 422-1020	082- 422-1030
八本松地域包括支援センター	〒739-0151 東広島市八本松町原5693-3 地域密着型特別養護老人ホームときわ内	082- 420-9717	082- 420-9718
志和地域包括支援センター	〒739-0262 東広島市志和町志和東810-1 ケアハウスみずほ敷地内	082- 401-4110	082- 433-5725
高屋地域包括支援センター	〒739-2111 東広島市高屋町高屋堀3486 特別養護老人ホーム御園寮内	082- 426-5211	082- 434-0465
黒瀬地域包括支援センター	〒739-2692 東広島市黒瀬町丸山1333 東広島市役所 黒瀬支所 南庁舎2階	0823- 82-0203	0823- 27-4355
北部地域包括支援センター	〒739-2303 東広島市福富町久芳1545-1 東広島市役所 福富支所内(福富町・豊栄町・河内町)	082- 435-2240	082- 435-2098
安芸津地域包括支援センター	〒739-2402 東広島市安芸津町三津4398 安芸津文化福祉センター2階	0846- 46-1305	0846- 46-1306

地域福祉に関する相談(支え合い活動・サロンなど)

機関名	場所	電話番号	FAX番号
東広島市社会福祉協議会	〒739-0003 東広島市西条土与丸1108 東広島市総合福祉センター内	代表) 082- 423-2800	082- 423-8525